

このまちで、自分らしく生きていく 身近な暮らしのパートナー「市民後見人」

問合せ／長寿応援課
内線 2421

近所でお世話になってきた、おじいちゃんやおばあちゃん。独り暮らしになってしまったけれど、年金は自分のために大切に使用してほしい。障がいのあるわが子に、自分がいなくなっても変わらず、自分らしく生活してほしい。

そのような、地域で困っている人を助けたい、力になりたいという市民が、「市民後見人」となって、皆さんの暮らしを支えていきます。

後見制度とは

「洋服を買いたい」、「病院で手術をしたい」、「貯金を引き出した」など、私たちは日常生活の中で、自分の意思により契約をしたりさまざまな手続きを行います。

しかし、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分な場合は、自分にとって不利な契約をしてしまったり、自分の希望が相手に伝えられず、必要なサービスを受けられないことがあります。

そうした場合に、本人の「財産」や「権利」を守るためにあるのが、後見制度です。

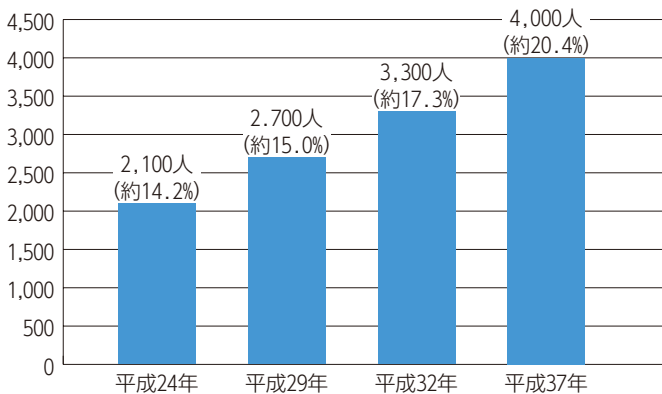
この制度は、家族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見人となり、本人の「財産」や「権利」を守るための支援をします。なお、後見人は、家庭裁判所で選任されます。

増え続ける対象者

市では、医療・介護リスクの高まる75歳以上の高齢者人口は推計で、平成27年(2015年)と比較し、10年後の平成37年(2025年)で3千797人、約50%の増加、平成42年(2030年)までの15年間で4千180人、約56%増加すると見込まれています。

あわせて、平成27年(2015

認知症高齢者の推移(志木市)



高齢化の推移と将来推計

単位:人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
	国勢調査人口				将来推計人口				
総人口	65,076	67,448	69,611	72,676	70,584	69,777	68,354	66,536	64,492
人口増加率	—	3.6	3.2	4.4	△ 2.9	△ 1.1	△ 2.0	△ 2.7	△ 3.1
高齢化率	11.7%	15.3%	19.4%	23.7%	25.7%	26.4%	27.5%	29.9%	33.3%
若年人口(64歳以下)	57,478	57,122	56,088	55,485	52,456	51,361	49,559	46,622	43,048
高齢者人口(65歳以上)	7,598	10,326	13,532	17,191	18,128	18,416	18,795	19,914	21,444
前期高齢者(65~74歳)	5,072	6,913	8,470	9,749	8,887	7,177	7,173	8,718	10,238
後期高齢者(75歳以上)	2,526	3,413	5,053	7,442	9,241	11,239	11,622	11,196	11,206

資料:平成27年までは国勢調査
平成32年以降は「日本の市町村別将来推計人口(平成25年3月推計)」「平成22年国勢調査人口を基準に推計)」

このまちで、自分らしく生きていく



◀後見ネットワークセンターでは、専門のスタッフが相談を受けます

年)の認知症高齢者は約2千500人ですが、平成37年(2025年)は、約3千600人と約1,100人増加すると推計されています。また、65歳以上の人が認知症になる割合は、約15%から約20%に増加すると見込まれています。さらに、障がいを持つ子の親も高齢化していくことから、認知症を発症したり、親が先に他界するなど、今後も後見制度の利用者は増え続けると見込まれています。

市民後見人とは

一般市民の皆さんが、地域の中で人の役に立ちたいとの思いから、養成講座を受講し、家庭裁判所から選任された後見人で、市では5人の市民後見人が活躍し、県内最多となっています。

支援する内容は、基本的に専門職後見人と変わりません。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な支援を行うなど、本人の立場に立って、安心して暮らしていけるよう、生活を見守ります。異なる点は、複雑な法律问题や係争がなく、弁護士や司法書士といった法律専門職でなくても、対応できるものを引き受けます。

市民後見人は、地域に根ざした後見活動ができるため、本人の生活や思いを把握しやすく、きめ細やかな対応が期待されています。

後見ネットワークセンターをご利用ください

後見ネットワークセンターでは、常駐の社会福祉士及び精神保健福祉士と、週2回、弁護士または司法書士の司法専門職が連携して、相談を受けています。

「後見制度について聞いてみたい」「親族後見人だが、家庭裁判所への提出書類の書き方がわからない」「不動産の処分や財産管理が難しくなってきた」「相続財産があつて後見人がいないと手続き

が難しい」など、専門職による相談を受けることができます。

相談窓口の開所日程

福祉専門職

相談日／月曜日から金曜日

時間／9時～17時

司法専門職

相談日／火・金曜日

時間／13時～17時

※各相談は、電話予約の人が優先です。

市内の高齢者あんしん相談センターや障がい者等相談支援事業所でも相談を受けます。司法の相談が必要な場合は後見ネットワークセンターにもつなぎます。

「市民後見人」になりませんか

「市民後見人養成講座」の受講生を募集します。市民後見人になるためには、講座を受ける必要があります。

応募資格

- ①市内在住・在勤の20歳以上70歳未満の人
- ②高齢者や障がい者の福祉に熱意がある人
- ③全ての講座を受講できる人

▼やむを得ず欠席の場合、後日、映像による補講を受ける意思のある人

内容／基礎研修、実践研修

▼役割、活動内容、法律や制度、書類作成などの演習、グループワーク、体験学習

とき／7月14日(土)・21日(土)・28日(土)、

8月4日(土)・25日(土)

9時～16時30分(予定)

▼体験学習、最終面談会などの日程(10月以降予定)については受講時に別途案内

ところ／市役所2階研修室

受講料／無料(テキスト代のみ)

応募方法／7月10日(火)までに後見ネットワークセンターに直接電話、FAX、メール(氏名、住所、連絡先、志望動機を記載)で申込み

定員／50人程度

問合せ／後見ネットワークセンター

☎(456)6021 FAX(471)7092

✉koken@city.shiki.lg.jp